川岸工業株式会社
KAWAGISHI BRIDGE WORKS CO.,LTD.

第79回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時
2025年12月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所
東京都港区東新橋１-１-16 汐留FSビル
TKP新橋汐留カンファレンスセンター10階
ホール10A

※株主総会会場案内図のページをご参照ください。
※昨年と総会会場が変更となっておりますので、ご注意ください。

郵送による議決権行使期限
2025年12月22日（月曜日）
17時30分到着分まで

目 次

第79回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	15
計算書類	30
監査報告書	32

川岸工業株式会社
証券コード：5921

（証券コード：5921）
2025年12月5日
（電子提供措置の開始日　2025年11月28日）

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目２番13号
川 岸 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長　**清時　康夫**

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://kawagishi.co.jp/ir/

上記ウェブサイトにアクセスして、「IR情報」「IRニュース」を順に選択してご覧ください。
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（5921）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択してご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）17時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1	日　　時	**2025年12月23日（火曜日）午前10時**（受付開始時刻　午前９時）
2	場　　所	**東京都港区東新橋１-１-16　汐留FSビル** **TKP新橋汐留カンファレンスセンター10階　ホール10A** （末尾の株主総会会場案内図のページをご参照ください。） （昨年と総会会場が変更となっておりますので、ご注意ください。）
3	会議の目的事項	
	報告事項	第79期（2024年10月１日から2025年９月30日まで） 事業報告ならびに計算書類報告の件
	決議事項	**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役9名選任の件 **第３号議案**　監査役2名選任の件

以　上

◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎ 法令および当社定款第15条の定めに基づき、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を本招集ご通知には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役が監査をした書類の一部です。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考え、安定配当を維持向上させることを基本に、株主の皆様への還元、株価と資本コストを意識した経営を推進することを勘案して決定することとしております。

また、第1次中期経営計画（2024年9月期－2026年9月期）の経営目標としまして、配当性向は、同計画の期間中「30%以上」に設定しております。

上記の方針に基づき、当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額
配当財産の種類は金銭とし、当社普通株式１株につき金160円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、438,982,080円となります。

② 剰余金の配当の効力が生ずる日
2025年12月24日

第２号議案　取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢（注1））	当社における現在の地位および担当	取締役会出席状況（2025年度）
1	再任　かなもと　ひでお　**金本　秀雄**　（満75歳）　男性	代表取締役会長執行役員	12回／12回（100%）
2	再任　きよとき　やすお　**清時　康夫**　（満69歳）　男性	代表取締役社長執行役員	12回／12回（100%）
3	再任　まつもと　まさのり　**松本　正憲**　（満56歳）　男性	取締役専務執行役員 西日本地区統括	12回／12回（100%）
4	再任　やぶた　ひろし　**薮田　浩志**　（満62歳）　男性	取締役執行役員 経営企画室長兼事務統括部長	10回／10回（100%） （注2）
5	新任　たけなが　みつたか　**竹永　光貴**　（満48歳）　男性	執行役員 東京支店副支店長 兼千葉第一工場長	－
6	再任　すがわら　にこう　**菅原　二康**　（満61歳）　男性　社外	社外取締役	12回／12回（100%）
7	再任　かみお　さとし　**神尾　諭**　（満66歳）　男性　社外　独立	社外取締役	12回／12回（100%）
8	再任　みやた　けいこ　**宮田　桂子**　（満64歳）　女性　社外　独立	社外取締役	10回／10回（100%） （注2）
9	新任　にしぐち　まさずみ　**西口　正純**　（満59歳）　男性　社外	－	－

（注）1.年齢は本総会日時点を記載しております。
2.薮田浩志および宮田桂子の両氏は、2024年12月20日開催の定時株主総会で就任して以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号 1

金本 秀雄（かなもと ひでお）（1950年８月24日生）

再任

所有する当社普通株式数
16,982株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年４月	当社入社
1998年12月	当社取締役
2005年12月	当社取締役東京支店製造担当 兼千葉第一工場長
2008年12月	当社常務取締役東京支店製造本部長 兼工務部長
2014年４月	当社専務取締役西日本地区担当
2015年12月	当社代表取締役社長
2016年12月	川岸プランニング㈱ 代表取締役
2023年12月	当社代表取締役会長執行役員 （現任）

取締役候補者とした理由

金本秀雄氏は、入社以来、製造部門、営業部門、工務部門を歴任し、1998年に当社取締役に就任、2015年には当社代表取締役に就任し、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。
以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

清時 康夫（きよとき やすお）（1956年11月23日生）

再任

所有する当社普通株式数
8,290株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年４月	丸紅㈱入社
2018年４月	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱ 取締役兼副社長執行役員 建築・鉄構部門長
2020年10月	㈱ヤマックス顧問
2022年12月	当社常務取締役東京支店長
2023年12月	当社代表取締役社長執行役員 （現任）
2024年12月	川岸プランニング㈱ 代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

清時康夫氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を有しております。
以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

松本 正憲（まつもと まさのり）（1969年２月２日生）

再任

所有する当社普通株式数
10,396株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年４月	当社入社
2010年４月	当社中国支店次長
2013年４月	当社中国支店副支店長
2014年４月	当社西日本支店長
2015年１月	当社執行役員西日本支店長
2016年12月	当社取締役西日本支店長
2019年12月	当社常務取締役西日本支店長
2023年12月	当社取締役専務執行役員 西日本地区統括（現任）

取締役候補者とした理由

松本正憲氏は、入社以来、一貫して中国支店（現　西日本支店）の業務に携わっており、2014年4月からは西日本支店の支店長として、支店運営の責任者を務め、支店業績の拡大に努めてまいりました。また、2016年12月には当社取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。
以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

薮田 浩志（やぶた ひろし）（1963年12月20日生）

再任

所有する当社普通株式数
2,330株

2025年度の取締役会出席状況
100%（10回／10回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年４月	安田信託銀行㈱ （現みずほ信託銀行㈱）入社
2012年４月	みずほ信託銀行㈱ インデックス運用部長
2016年10月	アセットマネジメントＯｎｅ㈱ 執行役員ＩＴシステム・事務本部長
2020年12月	当社入社
2024年１月	当社執行役員経営企画室長
2024年12月	当社取締役執行役員 経営企画室長兼事務統括部長（現任）

取締役候補者とした理由

薮田浩志氏は、大手信託銀行および運用会社における豊富な経験と、財務およびESG・サステナビリティ等のコーポレートガバナンス全般に関する幅広い知識、IT・DXに関する実務経験と知見を有しております。
以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

竹永 光貴（たけなが みつたか） (1977年7月16日生)

新任

所有する当社普通株式数
100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年 4 月	当社入社
2014年 4 月	当社東京支店千葉第一工場製造部長
2019年 2 月	当社東京支店千葉第一工場 副工場長兼製造部長
2024年 1 月	当社執行役員 東京支店千葉第一工場長
2025年10月	当社執行役員 東京支店副支店長 兼千葉第一工場長（現任）

取締役候補者とした理由

竹永光貴氏は、当社に入社以来、主に製造面で当社を牽引し、当社業績の拡大に努めてまいりました。また、製造部門において強いリーダーシップを発揮しております。
以上のことから、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

菅原（すがわら） 二康（にこう） (1964年1月2日生)

再任　社外

所有する当社普通株式数
0株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	京成建設㈱入社
1993年 4 月	日商岩井㈱入社
2012年 4 月	㈱メタルワン建材 (現　エムエム建材㈱)建築建材部長
2020年12月	当社社外取締役（現任）
2022年 4 月	エムエム建材㈱常務執行役員 第一営業本部長
2023年 4 月	エムエム建材エンジニアリング㈱ 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

エムエム建材エンジニアリング㈱代表取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菅原二康氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

候補者番号 7

神尾（かみお） 諭（さとし） (1959年12月16日生)

再任 社外 独立

所有する当社普通株式数
0株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年４月 ㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）三ツ境支店入行
2012年４月 ㈱りそな銀行融資管理部長
2018年４月 りそなビジネスサービス㈱同社常務取締役
2019年10月 ㈱山王社外取締役監査等委員（現任）
2020年12月 当社社外取締役（現任）
2025年１月 ㈱トップウェル社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱山王社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

神尾諭氏は、大手銀行における豊富な経験と他社における取締役経験に基づく豊富な経験と高い識見を当社取締役会の意思決定および経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

候補者番号 8

宮田（みやた） 桂子（けいこ） (1961年８月19日生)

再任 社外 独立

所有する当社普通株式数
0株

2025年度の取締役会出席状況
100%（10回／10回）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年４月 弁護士登録（現任）
2016年４月 駒澤大学法科大学院特任教授（現任）
2024年12月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

駒澤大学法科大学院特任教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮田桂子氏は、弁護士業務、大学教授など様々な職務を歴任され、他社における取締役経験に基づく豊富な経験と、法務およびESG・サステナビリティに関する高い見識を当社取締役会の意思決定、コーポレート・ガバナンスの向上および経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

候補者番号 9

西口 正純（にしぐち まさずみ） (1966年5月11日生)

新任 社外

所有する当社普通株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月	伊藤忠商事㈱入社
2007年10月	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱ 経営企画・人事総務本部 人事部　人事企画チーム長
2013年 4 月	同社　鋼材第一本部総括室長
2023年11月	同社 経営管理本部　内部統制推進室長
2025年 7 月	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱ 取締役兼執行役員 建築・鉄構部門長代理（現任）

重要な兼職の状況

伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱　取締役兼執行役員　建築・鉄構部門長代理

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西口正純氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と人事・労務に関する経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1．候補者9名と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．菅原二康氏、神尾諭氏、宮田桂子氏および西口正純氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は神尾諭氏および宮田桂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3．当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く）が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第30条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、菅原二康氏、神尾諭氏および宮田桂子氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、西口正純氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。当該保険契約の内容については、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要（22頁）」に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高田雅章氏は任期満了となり、工藤健二氏は辞任されますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢（注））	当社における現在の地位	取締役会出席状況（2025年度）
1	再任　高田（たかだ）　雅章（まさあき）　（満62歳）　男性　社外　独立	社外監査役	12回／12回（100%）
2	新任　小島（こじま）　信子（のぶこ）　（満64歳）　女性　社外　独立	－	－

（注）年齢は本総会日時点を記載しております。

候補者番号 1

高田 雅章（たかだ まさあき） (1963年11月23日生)

再任 社外 独立

所有する当社普通株式数
0株

2025年度の取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4 月	㈱神戸製鋼所入社
2015年 4 月	同社鉄鋼事業部門薄板営業部長
2017年 4 月	神鋼商事㈱鉄鋼本部本部長補佐
2021年12月	当社社外監査役（現任）
2023年 6 月	神鋼商事㈱常務執行役員 金属本部鉄鋼ユニット担当（現任）
2024年 6 月	神商鉄鋼販売㈱代表取締役社長 （現任）

重要な兼職の状況

神鋼商事㈱常務執行役員金属本部鉄鋼ユニット担当
神商鉄鋼販売㈱代表取締役社長

社外監査役候補者とした理由

高田雅章氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する高い知見と、企業経営者としての豊富な経験を当社の監査業務に生かし、貢献いただけるものと判断しております。
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

候補者番号 2

小島 信子（こじま のぶこ） (1961年3月9日生)

新任 社外 独立

所有する当社普通株式数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4 月	札幌国税局入局
2017年 7 月	小石川税務署長
2020年 7 月	江戸川北税務署長
2021年 8 月	税理士登録（現任）
2025年 4 月	大原大学院大学専任教授（現任）

重要な兼職の状況

大原大学院大学専任教授

社外監査役候補者とした理由

小島信子氏は、税理士業務、大学教授など様々な職務を歴任された豊富な経験と、財務・会計および人事・労務に関する高い見識を当社の監査業務に生かし、貢献いただけるものと判断しております。

（注）1．監査役候補者2名と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．候補者高田雅章氏および小島信子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は高田雅章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は小島信子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3．当社は監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、社外監査役候補者である高田雅章氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小島信子氏の選任が承認された場合、当社との間で上記と同じ責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
当該保険契約の内容については、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要（22頁）」に記載のとおりであります。

以上

【ご参考１】取締役・監査役のスキルマトリクス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役・監査役のスキルマトリクスは下記のとおりとなります。(※は新任候補者)

なお、独立性の判断は、「【ご参考２】独立性判断基準（14頁)」に基づき行っております。

氏名	役職	スキル・経験							
		企業経営	ESG・サステナビリティ	法務・リスク管理	財務・会計	人事・労務	業界知識(営業・販売)	業界知識(技術・製造・調達)	IT・DX
金本　秀雄	代表取締役 会長執行役員	●	●		●	●	●	●	
清時　康夫	代表取締役 社長執行役員	●	●			●	●	●	
松本　正憲	取締役 専務執行役員					●	●	●	
薮田　浩志	取締役 執行役員		●	●	●	●			●
竹永　光貴※	取締役 執行役員							●	
菅原　二康	社外取締役	●					●	●	
神尾　諭	社外取締役(独立)			●	●				
宮田　桂子	社外取締役(独立)		●	●		●			
西口　正純※	社外取締役					●	●		
石松　克也	常勤監査役			●	●				●
高田　雅章	社外監査役(独立)	●				●	●		
小島　信子※	社外監査役(独立)				●	●			

【ご参考２】独立性判断基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの客観性、中立性を確保するために、社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準を次のとおり定め、各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立役員として指定しております。

(1) 過去１０年間において、当社又は当社の子会社の業務執行取締役、使用人となったことがある者。

(2) 現在又は過去1年間において、当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）に該当する者。
なお、当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社との取引額が当該取引先の連結売上高2％を超える者をいう。

(3) 現在又は過去1年間において、当社の主要な取引先またはその業務執行者に該当する者。
なお、当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の当該取引先との取引額が当社の連結売上高の2％を超える者をいう。

(4) 現在又は過去1年間において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者に該当する者。

(5) 現在又は過去1年間において、当社から年間 1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領している監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める当社から受領した金銭その他の財産の割合が２％を超えるものに所属する者。
ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に当社との利益相反関係がない場合は、この限りではない。

(6) 上記（1）から（5）の各号に該当する者の二親等内の親族。

(7) 現在又は過去1年間において、当社が年間 1,000 万円相当以上の寄付を行っている先の業務執行者に該当する者。

(8) 当社の議決権の１０％以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には現在又は過去1年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者に該当する者。

事業報告（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

1 株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、賃上げやインバウンド需要により個人消費が堅調に推移し、人手不足を背景としたAI関連技術やデジタル化等の設備投資が活発化しています。

さらに、猛暑による特需や日米間の関税交渉の進展による一時的な後押しもあり、全体の景況感は緩やかに持ち直しています。

しかしながら、米国の通商政策における関税引き上げが、今後の世界経済の減速・悪化につながる懸念は根強く、国内の政局も不透明な状況が続いていることから、不確実性は高まっています。

実質賃金やインフレ対策が個人消費に与える影響は依然として不透明で、深刻な人手不足による人件費や物流費などのコスト上昇もあり、消費の下押し圧力が懸念されます。

当業界においては、首都圏を中心とした大型案件の需要は底堅いものの、資材価格の高止まりや物流コストの上昇、人手不足および人件費の高騰により、予算不足を背景とした発注控えや計画の停止、工期の見直し、着工の遅れなどの影響が大型案件にも及んでいます。業界全体の鉄骨需要は、２年連続で400万トンを下回る低水準で推移しており、当社を取り巻く環境は、「受注の確保」と「適正な受注価格」の両面において、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況のなか、当社は「受注の確保」が最優先であると鋭意努力した結果、受注高は通期で前期比16.2％増の31,046百万円となりました。なお、当期末の受注残高は、前期比26.6％増の32,472百万円となりました。

完成工事高は、予算不足による計画の先送りや工程の遅れ等により、工場加工及び現場作業の稼働率が低下した影響を受け、前期に比べ12.1％減の24,219百万円となりました。

（鉄骨事業）

主な受注工事は、「(仮称)品川駅西口地区Ａ地区新築計画」、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物等新築工事(南街区)」、「みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画」、「(仮称)三田プロジェクト」、「仙台市役所本庁舎整備第１期建築工事」、「(仮称)大阪ＩＲプロジェクトブロックＢ新築工事」、「福岡空港国内線複合施設及び既存ターミナルビル増改築工事」、「３製鋼原料ヤードＣＲＧ延長工事」、「スラブ垂直連続鋳造設備新設」であります。

主な完成工事は、「八重洲ダイビル建替計画」、「市ヶ谷警察総合庁舎(19)建築その他工事」、「日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業Ｃ街区新築工事」、「大井町駅周辺広町地区開発」、「浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事」、「(仮称)Ｗａｌｋプロジェクト新築工事」、「熊本ＴＥＣ ＮＥｘＴ-ＰＪ建設工事ＫＳ第１工場棟」、「ＰＰＥＳ７・８ライン極板棟新築工事」、「日立ハイテク笠戸製造新棟建設工事」であります。

（プレキャストコンクリート事業）

主な受注工事は、「（仮称）北仲通北地区Ａ１・２地区プロジェクト」、「コマツ新本社新築工事」であります。

主な完成工事は、「(仮称)柏の葉キャンパス新技術センター計画新築工事」、「港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜等新築工事」、「晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業５－６街区タワー棟」であります。

損益面については、来期完成予定の採算性の良い大型工事が前倒しで完成したことにより、営業利益は1,873百万円（前期比12.2％増）、経常利益は2,145百万円（同8.5％増）、当期純利益は1,447百万円（同1.5％減）となりました。

受注高、完成工事高および繰越受注高　（単位：百万円）

区　分	前期繰越受注高	当期受注高	当期完成工事高(売上)	次期繰越受注高
鉄骨	24,467	28,061	22,717	29,812
プレキャストコンクリート	1,177	2,984	1,502	2,660
合計	25,645	31,046	24,219	32,472

（2）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資額は、作業効率向上を目的とした機械装置等の更新を中心に総額541百万円であります。なお、機械装置で主なものは、千葉第一工場のクレーン製作、千葉第三工場の変電設備更新、筑波工場の壁走行式ジブクレーン改造、ボイラー新設、山口工場のサブマージ溶接機更新、及び岡山工場、山口工場の短材コラム開先加工機の新設で331百万円であります。

（3）資金調達の状況

該当する事項はございません。

（4）会社が対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、首都圏の大型物件を中心に当面底堅い一方で、建築コストの高騰等の影響により、業界全体の鉄骨需要は低水準で推移する見通しであり、案件の選別と管理能力の強化が求められるとともに、担い手不足に対して人財の確保と育成、働き方改革、DXによる省力化・省人化の推進が必須と認識しています。加えて、持続可能な企業価値向上への取り組みと、予測が難しく変化が激しい社会、経済情勢に対するリスク管理と対応力強化が急務であります。

当社は、長期ビジョンである「鉄骨で日本を支える」を目指し、使命として掲げる「持続可能な社会の実現に向けて、モノづくりで貢献する」を達成するため、次の課題に取り組んでまいります。

① 成長とコア事業の収益力強化に向けた営業起点の案件管理、生産拠点の見直しと再編、ICT＆DX化の推進
② 財務戦略・資本戦略の強化のための将来への積極的な投資、適正な株主還元
③ ステークホルダーとの共創共生のための積極的な情報発信とIR活動、サステナビリティ経営の推進
④ 経営基盤の強化のためのコーポレートガバナンスの充実、人的資本経営への取り組み、事業継続（BCP）の整備

（5）財産および損益の状況の推移

区　分	第76期 (2022年９月期)	第77期 (2023年９月期)	第78期 (2024年９月期)	第79期 （当事業年度） 2025年９月期
受　注　高（百万円）	34,823	24,214	26,729	**31,046**
完成工事高（百万円）	22,049	25,998	27,566	**24,219**
当期純利益（百万円）	951	1,248	1,469	**1,447**
１株当たり当期純利益（円）	328.59	426.20	498.20	**521.05**
総　資　産（百万円）	30,766	32,440	34,170	**34,992**
純　資　産（百万円）	25,718	27,260	28,203	**28,956**
１株当たり純資産額（円）	8,872.97	9,152.02	9,723.90	**10,553.96**

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。

■ 受注高　（百万円）

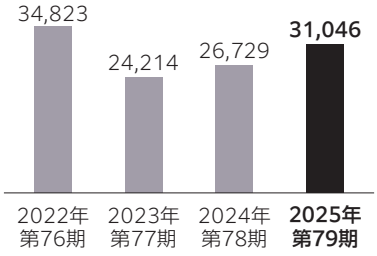

■ 完成工事高　（百万円）

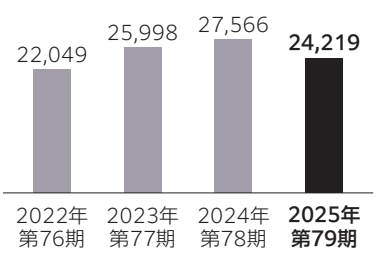

■ 当期純利益　（百万円）

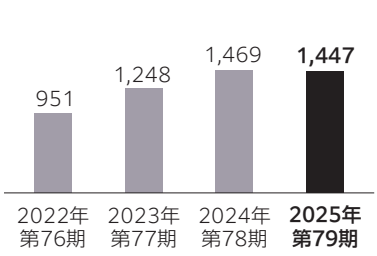

■ １株当たり当期純利益　（円）

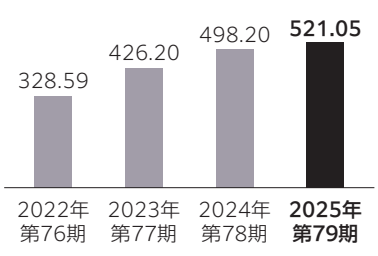

■ 総資産　■ 純資産　（百万円）

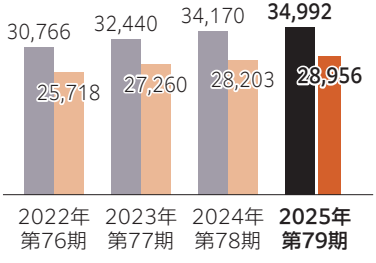

■ １株当たり純資産額　（円）

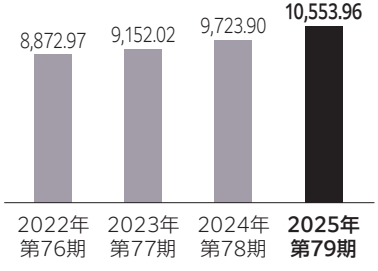

(6) 重要な親会社および子会社の状況
特に記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2025年９月30日現在）
当社は、建設業法による特定建設業者として、国土交通大臣（特－4）第2581号の許可を受け、鉄骨構造物、建築用プレキャストコンクリート製品等の工事を受注し、工場において製作、組立を行い、現場工事施工を行う事業およびこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（2025年９月30日現在）
①営業所：　本社・東京支店（東京都）、西日本支店（山口県）
②工　場：　千葉第一工場・千葉第三工場（千葉県）、筑波工場（茨城県）
山口工場（山口県）、岡山工場（岡山県）、大阪工場（大阪府）

(9) 従業員の状況（2025年９月30日現在）

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　令	平均勤続年数
273人（82人）	1人増（1人増）	38.7歳	13.5年

（注）従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託社員、スタッフ社員および外国人技能実習生は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2025年９月30日現在）
金融機関からの借入金はありません。

2 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　8,000,000株

（2）発行済株式総数　3,000,000株

（自己株式　256,362株を含む）

（3）当期末株主数　1,570名

（前期末比　△9名）

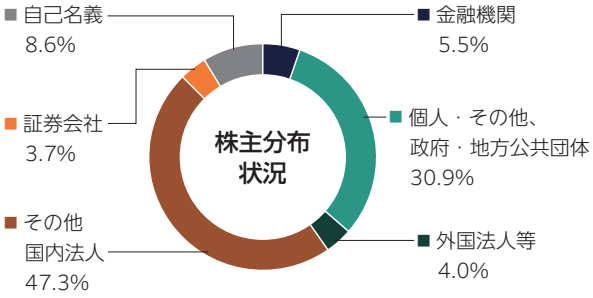

（4）大株主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	500	18.2
エムエム建材株式会社	500	18.2
川岸興産株式会社	155	5.6
神鋼商事株式会社	141	5.1
内藤征吾	89	3.2
川岸隆一	82	3.0
INTERACTIVE　BROKERS　LLC	76	2.7
株式会社飯田運送	70	2.5
株式会社りそな銀行	62	2.2
株式会社SBI証券	60	2.2

（注）1．当社は、自己株式　256,362株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式（256,362株）を控除して計算（端数切り捨て）しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役　員　区　分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	11,045株	6名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（6）その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役（2025年９月30日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	金　本　秀　雄	
代表取締役	清　時　康　夫	
取締役	松　本　正　憲	西日本地区統括
取締役	松　本　龍　丈	東京支店長
取締役	深　潟　志　向	東京支店生産設計統括部長
取締役	薮　田　浩　志	経営企画室長兼事務統括部長
取締役	松　原　弘　幸	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱ 取締役兼副社長執行役員
取締役	菅　原　二　康	エムエム建材エンジニアリング㈱代表取締役
取締役	神　尾　　諭	㈱山王社外取締役監査等委員
取締役	宮　田　桂　子	駒澤大学法科大学院特任教授
常勤監査役	石　松　克　也	
監査役	工　藤　健　二	川岸興産㈱代表取締役社長
監査役	高　田　雅　章	神鋼商事㈱常務執行役員金属本部鉄鋼ユニット担当 神商鉄鋼販売㈱代表取締役社長

（注）１．取締役松原弘幸、菅原二康、神尾諭、宮田桂子の４氏は、社外取締役であります。
２．監査役工藤健二、高田雅章の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役神尾諭、宮田桂子および監査役高田雅章につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役石松克也氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．2025年９月30日現在の執行役員とその担当は、次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
会長執行役員	金本　秀雄	
社長執行役員	清時　康夫	
専務執行役員	松本　正憲	西日本地区統括
執 行 役 員	松本　龍丈	東京支店長
執 行 役 員	深潟　志向	東京支店生産設計統括部長
執 行 役 員	薮田　浩志	経営企画室長兼事務統括部長
執 行 役 員	村上　達也	東京支店工務統括部長兼コンクリート統括部長
執 行 役 員	竹永　光貴	東京支店千葉第一工場長
執 行 役 員	影山　浩一	事務統括部経理部長
執 行 役 員	寺島　成美	東京支店営業統括部長兼営業部長
執 行 役 員	山﨑　順二	西日本支店長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

ⅰ 被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は当社負担としており、被保険者の実質的な負担はありません。

ⅱ 填補対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および訴訟費用等）について填補されます。

ⅲ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬は、役位に応じて決定する基本報酬である「固定報酬」、毎期の業績達成度合いに応じて決定する業績連動報酬である「賞与」、そして当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。当該方針については、会社の業績、個々の職務内容や成果等を総合的に考慮して取締役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年12月20日開催の第73回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいており、当該株主総会終結時の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は３名）であります。また、2016年12月20日開催の第70回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいており、当該株主総会終結時の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）であります。さらに、2019年12月20日開催の第73回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、その報酬額は上記の取締役の報酬限度額とは別枠で年額60百万円以内、当社の普通株式総数としては年70千株以内と決議をいただいており、当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、４名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、毎年定時株主総会後の取締役会に諮っております。その決定権限を有する者は取締役会により委任された代表取締役社長清時康夫であり、会社の業績や経営内容、各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当職務や職責の評価を実施でき、当社を取り巻く経営環境等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。こうしたことから取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	170,591 (7,800)	102,000 (7,800)	32,457 (—)	36,134 (—)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	11,700 (1,200)	10,800 (1,200)	900 (—)	— (—)	3 (2)

(注) 1．業績連動報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対して賞与を支給しております。当社は、事業活動の成果を示す指標として、本業での利益を示す営業利益を重要な指標と認識しており、取締役の業績連動報酬等も毎期の営業利益を基準にしております。当該報酬の決定に係る第78期の営業利益は1,669,114千円であります。

2．非金銭報酬等として、取締役6名（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式割当契約に基づき、当社普通株式を交付しております。その交付状況は、2．会社の株式に関する事項（19頁）に記載の通りです。

3．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

（5）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

地　位	氏　　名	兼　任　の　状　況
取締役	松原　弘幸	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱ 取締役兼副社長執行役員
取締役	菅原　二康	エムエム建材エンジニアリング㈱代表取締役
取締役	神尾　　諭	㈱山王社外取締役監査等委員
取締役	宮田　桂子	駒澤大学法科大学院特任教授
監査役	工藤　健二	川岸興産㈱代表取締役社長
監査役	高田　雅章	神鋼商事㈱常務執行役員金属本部鉄鋼ユニット担当 神商鉄鋼販売㈱代表取締役社長

（注）1．伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱は当社の大株主であり、当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。
2．川岸興産㈱は当社の大株主であり、当社本社ビルの所有者であります。
3．神鋼商事㈱は当社の大株主であります。
4．神商鉄鋼販売㈱は当社と鋼材取引があります。
5．当社とエムエム建材エンジニアリング㈱、㈱山王との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役　松原　弘幸　当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
・取締役　菅原　二康　当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
・取締役　神尾　　諭　当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に大手銀行における豊富な経験および他社における取締役経験に基づき、適宜発言しております。
・取締役　宮田　桂子　2024年定時株主総会で就任し、以降の取締役会10回のすべてに出席し、主に弁護士業務における豊富な経験および他社における取締役経験に基づき、適宜発言しております。
・監査役　工藤　健二　当事業年度の取締役会12回すべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、一級建築士としての建築設計業界における知見とともに、企業経営に携わっている経験に基づき、適宜発言しております。
・監査役　高田　雅章　当事業年度の取締役会12回すべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　八重洲監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	24,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画概要書などを確認し、従前の事業年度における職務執行状況などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3．公認会計士法第２条第１項の業務以外の報酬はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社における業務の適正を確保するための体制等に関する「内部統制の基本的な考え方」の取締役会決議の内容の概要は以下の通りです。

「内部統制の基本的な考え方」

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じ、様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性を確保することになります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役は自己の担当する業務に係る法令を遵守し、業務を運営する責任と権限を有します。

ⅱ 監査役は独立の機関として、取締役の職務の執行を監査します。

ⅲ 内部監査室長を内部監査人として位置付け、業務運営の状況について監査を行います。

ⅳ 人事・総務部にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに係る行動規範、規程の制定をはかります。

ⅴ 「内部通報規程」を定め、社内規則及び企業倫理、社会通念等に違反する事実の早期発見を図るとともに、通報者がいかなる不利益も受けないことを明確にしています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ 取締役会議事録は、法令に従い作成し、適切に保存・管理しています。

ⅱ 重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、職務の執行に係る重要な文書は、適切に保存・管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ 損失の危険(リスク)については、「リスク・コンプライアンス規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めます。

ⅱ 毎年９月、鉄骨需要の見通し、新技術・設備動向、顧客の動静、競合他社の動静等を調査、情報を集約し経営計画の見直しを行い、取締役会で審議します。

ⅲ 決定された経営計画に基づき、支店、工場ごとの年度予算を策定し、業績管理を行います。

ⅳ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するために、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、重要な取締役会付議事項の事前協議及び取締役会決議事項の事後報告を実施する会議体として、経営会議を原則月１回開催します。さらに、経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入しています。

④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ 子会社、関連会社の管理担当者は、当社のコンプライアンス方針が各社に伝達され、当社の方針に背馳することがないように徹底する責任を負います。

ⅱ 当社は、定期的に子会社の取締役等と連絡会議を開催し、子会社の業務執行状況、法令遵守状況等の報告を義務づけています。

ⅲ 当社は、子会社も含めた年度予算を策定し、その進捗管理等を実施することを通じて、職務執行の効率化を図ります。

ⅳ 子会社における経営上の重要事項の決定に関しては、当社への事前報告・協議を義務づけるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を派遣し、適切な指導・監督を行います。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

コンプライアンス担当者は監査役会事務局員を兼ねます。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

コンプライアンス担当者（兼監査役会事務局員）の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を得た上で決定します。また、監査役は、当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有します。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ 取締役は、取締役会の権限に関する法令、定款を遵守するとともに、下記事項については、取締役会に報告する義務を負います。以って、監査役への報告を兼ねます。

a．会社に著しい損害が生ずるおそれのある場合
b．コンプライアンス違反が発生した場合
c．内部統制システムの運用状況
d．品質欠陥の発生状況
e．労働災害の発生状況

ⅱ 前項に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、使用人に対し、監査役の調査権限及び報告を求める権限に関する法令の定めを周知徹底します。

ⅲ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議又は委員会へ出席することができます。

⑧　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　社内規則に「内部通報制度」を定め、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。

⑨　監査費用等の処理に係る方針
　通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化し、企業不祥事発生時等の緊急の監査費用も含めて、請求のあった後、速やかに処理します。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　上記⑤から⑨のほか、監査役監査活動が円滑に行われるよう環境整備に協力し、代表取締役との定期協議も実施しています。

⑪　財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
　財務報告の信頼性を確保するための必要な内部統制体制を整備します。

(反社会的勢力排除に関する考え方)
　当社は、反社会的勢力と関係を持つことは、社会的責任に反することと認識し、外部専門機関と連携し、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を行いません。

(反社会的勢力排除に関する整備状況)
　a．「反社会的勢力排除に関する規程」により、反社会的勢力に対する基本方針、対応部署及び対応方法を明確化。
　b．社内規則に、服務規律として、反社会的勢力との関係排除、不当要求の拒絶を規定し、従業員に周知。
　c．外部専門機関と連携し、その情報を収集し、必要に応じ社内に周知。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当社は、「内部統制の基本的な考え方」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　当社は、取締役会の適切な運営およびガバナンスの向上のため、コーポレートガバナンス・コードへの取り組みを大変重視しております。この取り組みを継続することにより、取締役会の機能向上、企業価値の向上を図っております。

② 当社の取締役会は、社外取締役４名を含む10名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席し、毎月１回開催しております。活発な意見交換、十分な審議を通じて経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行うことで、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

③ 監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した基本計画に基づき内部統制評価を実施し、適切に運営されていることを確認しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考え、安定配当を維持向上させることを基本に、株主の皆様への還元、株価と資本コストを意識した経営を推進することを勘案して決定することとしております。
また、第1次中期経営計画（2024年9月期－2026年9月期）の経営目標としまして、配当性向は、同計画の期間中「30%以上」に設定しております。
上記の方針に基づき、当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項
① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金160円　　総額は、438,982,080円
② 剰余金の配当の効力が生ずる日
2025年12月24日

貸借対照表（2025年９月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
（資　産　の　部）	
流動資産	**25,897,119**
現金預金	3,176,478
電子記録債権	14,120
完成工事未収入金	21,756,457
有価証券	100,024
材料貯蔵品	722,146
未収入金	17,708
その他	110,183
固定資産	**9,094,982**
有形固定資産	**6,583,389**
建物・構築物	1,884,694
機械・運搬具	1,349,225
工具器具備品	29,017
土地	3,318,956
建設仮勘定	1,496
無形固定資産	**49,070**
投資その他の資産	**2,462,521**
投資有価証券	1,934,229
長期貸付金	55,275
長期前払費用	104,253
保険積立金	2,774
賃貸不動産	363,502
その他	29,263
貸倒引当金	△26,775
資産合計	**34,992,101**

科　　目	金　　額
（負債の部）	
流動負債	**5,469,327**
工事未払金	4,089,068
リース債務	1,174
未払金	197,400
未払費用	261,346
未払法人税等	506,950
預り金	87,004
賞与引当金	182,514
その他	143,867
固定負債	**566,536**
リース債務	489
繰延税金負債	208,188
退職給付引当金	208,297
資産除去債務	40,994
その他	108,566
負債合計	**6,035,863**
（純資産の部）	
株主資本	**27,948,376**
資本金	**955,491**
資本剰余金	**683,871**
資本準備金	572,129
その他資本剰余金	111,741
利益剰余金	**27,278,132**
利益準備金	238,872
その他利益剰余金	27,039,259
固定資産圧縮積立金	24,611
配当平均積立金	1,200,000
別途積立金	20,568,000
繰越利益剰余金	5,246,647
自己株式	**△969,118**
評価・換算差額等	**1,007,862**
その他有価証券評価差額金	**1,007,862**
純資産合計	**28,956,238**
負債・純資産合計	**34,992,101**

損益計算書（自　2024年10月1日　至　2025年9月30日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
完成工事高		24,219,601
完成工事原価		21,326,560
完成工事総利益		**2,893,041**
販売費及び一般管理費		1,019,956
営業利益		**1,873,084**
営業外収益		
受取利息及び配当金	55,770	
その他	248,550	304,320
営業外費用		
支払利息	909	
その他	30,875	31,785
経常利益		**2,145,620**
特別損失		
支払補償費	56,808	56,808
税引前当期純利益		**2,088,811**
法人税，住民税及び事業税	727,835	
法人税等調整額	△86,276	641,558
当期純利益		**1,447,253**

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月26日

川岸工業株式会社
取締役会　御中

八重洲監査法人
東京都千代田区
代表社員
業務執行社員　公認会計士　辻田　武司
業務執行社員　公認会計士　西山　香織

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、川岸工業株式会社の2024年10月１日から2025年９月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年10月１日から2025年９月30日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月28日

川岸工業株式会社　監査役会

常勤監査役　石松　克也　㊞

社外監査役　工藤　健二　㊞

社外監査役　高田　雅章　㊞

以　上

株主総会会場案内図

※昨年と総会会場が変更となっておりますので、ご注意ください。

株主総会会場

東京都港区東新橋１-１-16　汐留FSビル
TKP新橋汐留カンファレンスセンター10階　ホール10A

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
※ 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

交通のご案内

・	ゆりかもめ　新橋駅	１C出口	徒歩1分
・	JR線　新橋駅	南改札（汐留口）	徒歩3分
・	東京メトロ銀座線　新橋駅	４出口	徒歩4分
・	都営大江戸線　汐留駅	１出口	徒歩5分

電子提供措置の開始日　2025年11月28日

第79回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

第79期
（2024年10月１日から2025年９月30日まで）

川岸工業株式会社

株主資本等変動計算書（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金　合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金
当期首残高	955,491	572,129	98,967	671,097	238,872	25,583	1,200,000	20,568,000
当期変動額								
剰余金の配当(注)								
当期純利益								
固定資産圧縮積立金の取崩						△971		
自己株式の取得								
自己株式の処分			12,774	12,774				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	12,774	12,774	－	△971	－	－
当期末残高	955,491	572,129	111,741	683,871	238,872	24,611	1,200,000	20,568,000

	株　主　資　本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,233,484	26,265,941	△398,752	27,493,777	709,578	28,203,355
当期変動額						
剰余金の配当(注)	△435,062	△435,062		△435,062		△435,062
当期純利益	1,447,253	1,447,253		1,447,253		1,447,253
固定資産圧縮積立金の取崩	971	－		－		－
自己株式の取得			△719,099	△719,099		△719,099
自己株式の処分			148,733	161,508		161,508
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					298,283	298,283
当期変動額合計	1,013,162	1,012,190	△570,366	454,599	298,283	752,882
当期末残高	5,246,647	27,278,132	△969,118	27,948,376	1,007,862	28,956,238

（注）2024年12月20日の定時株主総会の剰余金処分項目であります。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　償却原価法(定額法)

② 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

③ その他有価証券

イ．市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 材料　個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品　移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

（3）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び賃貸不動産(リース資産を除く)　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物［建物附属設備を除く］並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

② 無形固定資産(リース資産を除く)　定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間［５年］に基づく定額法）

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用　定額法

（4）引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(９年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④　工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

（5）収益及び費用の計上基準

工事契約

当社は、建築構造物（鉄骨、プレキャスト・コンクリート）の製作・現場施工を事業としており、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原則として履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該工事契約は、発生した原価を基礎としたインプット法に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができると判断いたしました。

進捗度の測定は、契約ごとに、各事業年度末までに発生した原価が、工事原価総額の合計に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生した原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。取引の対価は、主として、履行義務の充足の進捗に応じて、または顧客との契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2．会計上の見積りに関する注記

工事契約に係る収益認識及び工事損失引当金の計上

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する契約において、一定の期間にわたり収益を認識する方法で計上した完成工事高（原価回収基準によるものは除く）は22,834,163千円であります。なお、当事業年度末において工事損失引当金の計上はありません。

（2）会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

工事契約に関する履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当事業年度末までに発生した工事原価が予想される工事原価総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。また、工事損失引当金の損失見込額は、工事原価総額等が工事収益総額を超過することを合理的に見積ることができる金額となります。

当該見積りには、一定の不確実性が伴うことから、請負金額に反映できない市況の変動に伴うコスト等が必要になった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産及び賃貸不動産の減価償却累計額　　10,269,135千円

（2）偶発債務

受取手形裏書譲渡高　　－千円

（3）関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権　　26,775千円

4．損益計算書に関する注記

（1）完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額　－千円
（2）研究開発費の総額　2,154千円
（3）特別損失

（支払補償費）

当社が製作しました高層分譲住宅の一部外壁タイルの下地コンクリートから異物混入が発生しました。このため、その補修箇所を特定する調査費用及び補修費用56,808千円を支払補償費として特別損失に計上しております。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）事業年度の末日における発行済株式の種類及び数　普通株式　3,000,000株
（2）事業年度の末日における自己株式の種類及び数　普通株式　256,362株
（3）事業年度中に行った剰余金の配当

2024年12月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	435,062千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	150円
基準日	2024年９月30日
効力発生日	2024年12月23日

（4）事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2025年12月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

配当金の総額	438,982千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	160円
基準日	2025年９月30日
効力発生日	2025年12月24日

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	55,575千円
譲渡制限付株式報酬	35,934千円
長期未払金	12,554千円
退職給付引当金	65,301千円
会員権評価損	29,698千円
減損損失	55,927千円
未払事業税	25,221千円
工事契約における収益認識調整	79,766千円
その他	75,386千円
繰延税金資産小計	435,364千円
評価性引当額	△161,484千円
繰延税金資産合計	273,880千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△11,227千円
その他有価証券評価差額金	△460,254千円
その他	△10,586千円
繰延税金負債合計	△482,068千円
繰延税金負債の純額	△208,188千円

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権、完成工事未収入金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、顧客の財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式につきましては、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、随時、取引先企業の状況を把握するとともに上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。債券は、社債を満期保有目的及びその他有価証券で保有しておりますが、資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象とし、同一発行体への信用リスクの集中を制限しているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが３カ月以内の支払期日であります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年９月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	200,024	198,560	△1,464
その他有価証券	1,821,243	1,821,243	－
資産計	2,021,267	2,019,803	△1,464

（注）１．現金預金、電子記録債権、完成工事未収入金、工事未払金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．投資有価証券に計上されている市場価格のない株式等（貸借対照表計上額は12,986千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	12,986

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,821,243	－	－	1,821,243
社債	－	－	－	－
資産計	1,821,243	－	－	1,821,243

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	198,560	－	198,560
資産計	－	198,560	－	198,560

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券
上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

８．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	完成工事高
一時点で移転される財	－
一定の期間にわたり移転される財	24,219,601
顧客との契約から生じる収益	24,219,601
外部顧客への売上高	24,219,601

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(５) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
完成工事未収入金		
顧客との契約から生じた債権	3,560,173	4,707,389
契約資産	19,587,856	17,049,068
未成工事受入金		
契約負債	6,256	－

契約資産は、工事契約に関連して期末日時点で履行義務を充足しておりますが、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客と

の契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約における取引の対価は、それぞれの工事契約ごとの支払条件に基づき請求し、受領しております。
契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足に先行して受領した対価に関するものであり、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されます。
当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,256千円であります。
過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格
未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2025年９月30日時点で32,472,791千円であります。当該履行義務は工事契約に関するものであり、期末日後概ね３年以内に収益として認識されると見込んでおります。

９．賃貸等不動産に関する注記

（１）賃貸等不動産の状況に関する事項
当社では、山口県その他の地域において、賃貸用の工場跡地等を有しております。2025年９月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は97,738千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

（２）賃貸等不動産の時価に関する事項
当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度期末時価（千円）
当事業年度期首残高（千円）	当事業年度増減額（千円）	当事業年度期末残高（千円）	
457,388	△910	456,477	1,802,007

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当事業年度の主な増減額は、減価償却費(910千円）によるものであります。
３．期末時価は、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した評価額（指標等を用いて算定したものも含む）や貸借対照表計上額をもって時価としております。

１０．関連当事者との取引に関する注記

（１）法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	伊藤忠丸紅住商テクノスチール㈱	東京都千代田区	3,000,000	鋼材販売工事請負等	被所有直接18.3	鋼材等購入工事請負役員の兼任	鋼材等購入（注1）	4,434,288	工事未払金	1,556,035
							工事請負（注2）	818,901	完成工事未収入金	415,464
主要株主	エムエム建材㈱	東京都港区	10,375,000	鋼材販売工事請負等	被所有直接18.3	鋼材等購入工事請負役員の兼任	鋼材等購入（注1）	2,822,662	工事未払金	760,643
							工事請負（注2）	1,266	完成工事未収入金	34,906

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．材料の購入につきましては、市場価格を参考に価格交渉の上、決定しております。
２．工事請負金額につきましては、見積書を提出し、その都度交渉の上、決定しております。

（２）役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	川岸興産㈱（注2）	福岡県福岡市	96,000	不動産業	被所有直接5.7	事務所等賃借役員の兼任	事務所等賃借	14,076	前払費用	1,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．事務所賃借料につきましては、市場価格を参考に価格交渉の上、決定しております。
２．川岸興産株式会社は、当社監査役工藤健二氏及びその近親者が議決権の67%を保有しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　10,553.96円
（２）１株当たり当期純利益　521.05円

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。